

障害者差別解消法について

平成28年4月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。また、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

1. 障害者差別解消法の目的

この法律は、すべての国民が、障害の有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重し支え合い、共生社会を実現していくことを目的としています。

そのため、国や市町村等の行政機関をはじめ、民間事業者や国民の皆さん一人ひとりが、障害に対する理解を深め、障害を理由とした差別をなくしていくことや、合理的な配慮を促進していくことが定められています。

2. 対象となる障害者

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

3. 差別を解消するための措置

①不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

②「合理的配慮」の提供

障害のある人などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、「社会的障壁」（※）を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合は、差別に当たります。

(※)社会的障壁：障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで、
障壁となるような社会における一切のもの。

★内閣府のWEB「合理的配慮サーチ」にて具体例を確認することができます。

URL【 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/> 】